

### 第366回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 平成30年4月18日（水）午前10時30分から11時30分まで

2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーノース（2階）

3 出席者 委 員：浜尾委員、井本委員、灘本委員、板倉委員、寺田委員  
山根委員、景山委員、児玉委員、渡部委員、武良委員  
水産課：丹下係長  
境港水産事務所：本田係長  
事務局：平野事務局長、志村書記

4 傍聴者 なし

5 議事

- （1）漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問）
- （2）公聴会の開催計画について（協議）

6 議事の経過及び結果

定刻となり、平野事務局長が開会を宣言し、会長挨拶の後、会長の議事進行により議事に入った。議事録署名委員は会長より寺田委員と山根委員に指名された。

7 議 事

**（1）漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問）**

**〔原案に同意する旨決議された。〕**

平野事務局長が諮問文を読み上げ、丹下係長が資料1に基づき説明した。

〔渡部会長〕 委員から意見を願う。免許方針についてはいかがか。これでよいか。

〔景山委員〕 はい。

〔渡部会長〕 関係機関からの意見があったようだが、鳥取市長以外は特に意見なしか。

〔志村書記〕 そうである。

〔渡部会長〕 鳥取市長の意見は、区画漁業権のことを言っているので、わかるようしておくこと。

〔丹下係長〕 はい。

〔渡部会長〕 保安部からの意見は定置と養殖にちゃんと指導するようという意見があったのか。

〔志村書記〕 そうである。

〔渡部会長〕 空港港湾課は、漁港と港湾の占用許可をとることについて手続的な話か。

〔志村書記〕 鳥取市と同様、区画漁業権に対しての意見である。

〔渡部会長〕 意見を受けての変更点は特にないということで、よいか。

〔志村書記〕 はい。

〔渡部会長〕 はい。委員から意見はあるか。よろしいか。もうかなり先回議論したので、もう議論は尽くした感じがするが、これでよいか。

〔一同〕 はい。

〔渡部会長〕 確認をする。まず、第三種の地びき網については中部は免許してよろしいと、米子については許可に移行する。ただし、中部については、次回の切替では、許可への移行も視野に入れるということによいか。答申は特に意見を付けず、今回は現行どおり行くことによいか。

〔平野事務局長〕 中部漁協については、今回免許するに当たって、基本的に次回以降は、許可に移したいという話で了解は得ている。

〔渡部会長〕 了解した。

〔平野事務局長〕 もちろん、漁獲量が増えればともかく、行使状況が減る傾向が続けば、次回は許可ということで了解をいただいている。

〔渡部会長〕 では、次回に中部漁協に対して漁業権の免許をするような要件が出てくれば別だが、今のところで行くと、許可にしてもいいのではないかということである。よって、今回は免許していくという方針によいか。

〔一同〕 はい。

〔渡部会長〕 次に区画漁業権、これは、ワカメや魚類小割養殖であるが、こちらは調整がつけば免許するという方向であり、特に異議はないものと思う。浜尾委員から意見はあるか。

〔浜尾委員〕 問題ない。

〔渡部会長〕 では第一種区画漁業権も概ねこれでよい。定置漁業については、浦富はもう退くという方針で、これもいたし方ないと思う。特に、山根委員は隣の組合だが、よいか。

〔山根委員〕 はい。

〔渡部会長〕 では、この漁業権の免許の一斉切替に係る漁場計画案についての総合的なその他の意見はあるか。ないようであれば次回の公聴会を踏まえて、答申するというので、今回はこれで終わる。

## **(2) 公聴会の開催計画について（協議）**

### **〔原案に同意する旨決議された。〕**

志村書記が資料2に基づき説明した。

〔渡部会長〕 ただいまの件についての意見はあるか。これも法律に基づいて粛々とやっていくことであるから、このとおりによいか。

〔景山委員〕 もし公述者がなければどうなるか。

〔志村書記〕 公聴会はすぐに終了し引き続き委員会を開催する。まず公聴会を開催して、口述者が誰も来なかったら、席の配置を変えて、引き続き海区委員会を開催して答申という運びになる。

〔景山委員〕 誰か1人ぐらい賛成意見が欲しい。  
〔渡部会長〕 ぜひやらせて欲しいという議論は前回もあった。  
〔志村書記〕 前回、県漁協古田氏が口述者となった。  
〔景山委員〕 古田氏にまた依頼してはどうか。  
〔志村書記〕 声かけはする。  
〔渡部会長〕 公聴会も粛々とやっていくということで、進めてまいりたいと思う。  
〔景山委員〕 はい。

## 8 その他

〔渡部会長〕 はい。(1)、(2)が終了した。あとはその他に移る。

### 志村書記が資料3に基づきくろまぐろの管理について説明した。

〔渡部会長〕 要は、まず、今年の7月からTACになるということ、今は小型魚枠、わずかで1.7トンであると。それを漁獲配分せずに、漁業者が話し合いで決めるということか。  
〔志村書記〕 消化率が7割未満であれば融通するというのも協定の中で決めていくと。  
〔渡部会長〕 当初ひき縄とその他、定置の枠は決めておいて、様子を見ながら、ひき縄が増えて定置が少ないなら、そっちにちょっと回そうかっていうような、7割未満であれば1.7トンを融通していこうという取り組みか。  
〔志村書記〕 はい。  
〔渡部会長〕 それを資源管理協議会の中で各関係機関が集まって決めていきましょうと。今ほどのような管理をしているか。  
〔志村書記〕 過去の実績に基づいて、定置網に900キロで、ひき縄・その他に800キロ配分している。  
〔渡部会長〕 これは国が決めたことか。  
〔志村書記〕 第2管理期間は国が決めて、第3管理期間は県の裁量となったが引き続きそのまま枠配分している。  
〔渡部会長〕 協議会の中で話し合っ、その枠を融通するということか。  
〔山根委員〕 管理開始期間が7月からであるが、ひき縄漁ピークが10月から12月である。ひき縄が枠上限に達したら、定置網から枠を譲れと言っても定置網にはいつマグロが入るかわからないから、譲れないということになるのではないか。  
〔渡部会長〕 漁獲時期が異なるので融通も難しいということか。  
〔児玉委員〕 実際は、今年のように、北海道みたいにオーバーするところが出て、国レベルで自粛要請や採捕停止命令が発出されそうなときに、定置の枠がまだ残っているなら曳き縄で釣ってしまおうということになるのではないか。  
〔志村書記〕 漁業者はそういった思いがあるということか。  
〔児玉委員〕 他県に枠をとられるぐらいなら、こういう対応もするのかなと思った。  
〔志村書記〕 水産庁は大幅な枠超過を起こさないように、より厳しく管理を進めていくとしてい

る。北海道は大幅に超過したので、来年の漁獲枠をその分差し引くと。その引いた分を原資として、今回我慢した県に応分に還元するとしている。

〔渡部会長〕鳥取県も増える可能性もあると。

〔志村書記〕多少はある。

〔渡部会長〕来年からか。

〔志村書記〕7月からである。ただ、1、700キロの枠に対して現在約1、000キロ消化しており、700キロぐらいこのまま余るとしたとしても、700キロそのまま追加配分があるとは限らない。

〔渡部会長〕これは、例えば30年少し余ったので次年度に繰り越すと。

〔児玉委員〕ペナルティーの件であるが、既に自粛体制に入っているところを、翌月3日休むことは何のペナルティーになるのか。

〔志村書記〕実効性のある罰則としては、来漁期の主漁期、11月の何日間を操業停止とする案もある。

〔児玉委員〕11月は時化が多くほとんど出られるような状況ではない。時化で3日休んだからというのでは意味がない。

〔志村書記〕あまり厳しいと資源管理協議会長が出す文書としては重くなりすぎないか。

〔景山委員〕まあ言っても無駄。魚を獲り合いっこすることだから。

〔渡部会長〕国は定置の操業のことを考えているのだろう。

〔景山委員〕鳥取県の枠はわずかであり、国は意識していない。

〔渡部会長〕漁期のずれについても国は、あまり意識していない。

〔景山委員〕全国で、鳥取県の枠が一番少ないだろう。

〔志村書記〕資料3に水産庁からの資料の中で各県の配分があるが、本県は1.7トンである。瀬戸内には0トン、0.1トンというところもあるが、日本海、あるいは太平洋に面している県としましては非常に少ない。

〔渡部会長〕鳥取のことはあまり考えてもらっていないという話。

〔志村書記〕国は、北海道、青森、長崎、あと定置網のある石川であるとか、漁獲量の多い県のことをまず考えて、どうすれば実効性のある管理ができるかっていうことでルールを決めている。それを全国オールで同じようにやりなさいということが言われているので、そこをいかに鳥取県のようにわずかな枠でやりくりしている県が合わせていくかっていうことが悩ましいところである。何とかいい方法を考えて柔軟な管理をしていきたいと考えている。

〔渡部会長〕7月から漁期が開始するから難しい、1月からの管理であればいいのだが。

〔志村書記〕定置網の漁期が先に終わって、次に曳き縄という順番であつたら管理しやすいが、定置網が漁期後半だから曳き縄が我慢せざるをえない。

〔渡部会長〕それはTACなので仕方がないのか。

〔志村書記〕TACで期間が決められてしまっているので、どうしてもそういったひずみがある。沖縄の漁期は1月スタートなので、管理期間を変えて欲しいと言っている。

〔渡部会長〕でも、繰り越しの議論ができるぐらいだから、漁期の見直しについては水産庁に提

案してみてもどうか。

〔志村書記〕 大型魚の配分がまだ沿岸にされておらず、スタートも何月からにするかというのも決められてないので、あわせて議論していくということである。

〔渡部会長〕 柔軟にしてもらおうように。

〔景山委員〕 今の管理は30トン未満の小型魚だけだろう。

〔志村書記〕 TAC開始の7月からは、30キロ以上も配分される。水産庁資料の7ページに、太平洋クロマグロ大型魚の管理の方向性ということが書かれている。大型魚が4,882トン日本に与えられている。それを大臣管理漁業と知事管理漁業に配分する。水産庁が留保枠を728トン持ち、知事管理漁業に1,174トンが充てられる。8ページに大型魚の都道府県別漁獲状況について示されており、過去3年の平均値のトータルが1,169トン。先ほどの知事管理割り当ての1,174トンとほぼほぼ同じような値であり、鳥取県の過去3年平均が300キロということなので、恐らく大型魚の割り当て量は、鳥取県の場合300キロぐらいになると予想される。

〔景山委員〕 1匹だ、1匹。

〔渡部会長〕 大きいのだったら1匹だ。

〔志村書記〕 この実績は定置網によるものである。大中型まき網で6月から毎年漁期が始まるが、先行で定置網に入る時期がある。

〔灘本委員〕 大型まき網が始まる前、5月ごろから御来屋と浦富のどちらかの定置網に交互に入って、それから大型まき網が始まる。

〔渡部会長〕 魚の産卵期と関係するのかわか。

〔志村書記〕 そうである。

〔志村書記〕 300キロの枠は、近年の主体が60キロクラス5本ほどということになる。

〔渡部会長〕 わずかなものだ、ほんに。

〔景山委員〕 わずかなものだ。

〔灘本委員〕 5本入ったら終わりだな、もう。

〔渡部会長〕 これ、事務的にはどういう作業になるのかわか。

〔志村書記〕 協定を締結するしないにかかわらずに、県計画を6月中に諮問し、7月1日のTAC開始までに大臣承認を得る必要がある。

〔渡部会長〕 その間に資源管理協議会を開催しないといけないのかわか。

〔志村書記〕 5月25日に開催する。

〔渡部会長〕 毎年開催しているのかわか。

〔志村書記〕 毎年開催しており、会長は景山組合長で、各組合の組合長及び県漁協の支所長が一堂に集まり、全県一斉の休漁日をその日に決定するという会議である。その資源管理実践協議会の要綱の中に、広域魚種の資源管理について協議するということがあらかじめ決められており、ここで審議いただくのが最適と考えた。

〔渡部会長〕 いかがか。

〔平野事務局長〕 事前説明、漁協回りはするか。

〔志村書記〕 4月27日に資源管理協議会の定例会があり田後漁協の田淵組合長と赤碕町漁協の祇園組合長、県漁協の大磯専務が参加されるので、本日お話しした内容を説明したいと考えている。

〔本田境港水産事務所係長〕 違反者への措置、表のペーパーだと、先ほど児玉委員からあったような3日間の操業停止であるが、協定書案には違う内容が書かれている。これは、表書きの方を案として出していくつもりということで、それを修正するのか。

〔志村書記〕 議事録には修正した資料を添付する。

〔渡部会長〕 浜の意見を聞きながら進めていくということであり、ちょっと変わる可能性がある。

〔志村書記〕 はい。

〔渡部会長〕 よろしいか、今の件は。その他、委員から、あるいは事務局からないか。

## 6 閉 会

〔渡部会長〕 それでは、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

〔一同〕 ありがとうございました。

平成30年4月18日

議長会長

署名委員

署名委員